

【都道府県名】 ()
【医療機関コード】 ()
※レセプトに記載する7桁の数字を記載
【保険医療機関名】 ()

精神科救急入院料に関する実施状況報告書 (令和3年7月1日現在)

1 病棟の体制に係る要件

当該病院に常勤する精神保健指定医の人数	名
必要な検査、CT撮影が必要に応じて実施できる体制	有 無

2 実績に係る要件

〔「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その26)及び(その39)」に示す取扱い等への該当の有無 有 無 〕

(1) 届出病棟数

① 当該病院における精神科救急入院料の届出病棟の総数	病棟
①のうち、精神科救急入院料1の届出病棟数	病棟
①のうち、精神科救急入院料2の届出病棟数	病棟

(2) 精神科救急医療体制の整備等に係る実績

以下の②～⑫の数値を記載し、括弧内の要件を満たす場合は、□に✓を記入すること。

	当該病院における実績	複数の病棟を届け出る場合	要件を満たす場合、□に✓を記載	
			入院料1	入院料2
② 当該病院の精神疾患に係る時間外・休日・深夜の診療件数又は、当該圏域における人口1万人当たりの時間外・休日・深夜の診療件数(いずれも電話等再診を除く。)	② 件 又は 件/万人	②÷① 件 又は 件/万人	□(≥150) 又は □(≥1.87)	□(≥120) 又は □(≥1.50)
③ ②のうち、初診患者(精神疾患について過去3か月間に当該保険医療機関に受診していない患者)の件数及び②に対する割合	③ 件 又は 割	③÷① 件	□(≥30) 又は □(≥2割)	□(≥25) 又は □(≥2割)
④ 当該病院の精神疾患に係る時間外・休日・深夜の入院件数又は、当該圏域における人口1万人当たりの時間外・休日・深夜の入院件数	④ 件 又は 件/万人	④÷① 件 又は 件/万人	□(≥40) 又は □(≥0.5)	□(≥30) 又は □(≥0.37)
⑤ ④のうち、精神科救急情報センター・精神医療相談窓口、救急医療情報センター、他の医療機関、都道府県(政令市の地域を含むものとする)、市町村、保健所、警察、消防(救急車)からの依頼件数及び④に対する割合	⑤ 件 又は 割	⑤÷① 件	□(≥8) 又は □(≥2割)	□(≥6) 又は □(≥2割)
⑤の再掲	⑥ 精神科救急情報センター・精神医療相談窓口	件	⑦ 救急医療情報センター	件
	⑧ 他の医療機関	件	⑨ 都道府県・市町村	件
	⑩ 保健所	件	⑪ 警察	件
	⑫ 消防(救急車)	件		

【都道府県名】 ()
 【医療機関コード】 ()
 ※レセプトに記載する7桁の数字を記載
 【保険医療機関名】 ()

(3) 当該病棟における新規入院患者に係る実績

以下の⑬~⑳について、報告前1年間の患者数を記載すること。

⑬ 当該入院料を算定する全病棟の新規患者数				人
⑭ 措置入院	人	⑮ 緊急措置入院		人
⑯ 医療保護入院	人	⑰ 応急入院 (うち、特定医師によるもの)	()	人 (人)
⑱ 鑑定入院	人	⑲ 医療観察法入院		人
⑳ 当該病院の所在する都道府県等における措置入院、緊急措置入院及び応急入院に係る新規入院患者数				人

以下の (a) 及び (b) 又は (c) の数値を記載し、括弧内の要件を満たす場合は、□に✓を記入すること。

$\frac{⑭+⑮+⑯+⑰+⑱}{⑬}$	□ (a)	$\frac{⑭+⑮+⑰}{⑳}$	□ (b)
	% (≥60%)		% (≥25%)
又は			
$⑭+⑮+⑰$	□ (c)		人 (≥20人)

[記載上の注意]

- CT撮影につき他の保険医療機関との連携により速やかに実施できる体制が整備されている場合は、有に○をすること。
- 実績に係る要件の患者数は報告前1年間の患者数を記載すること。
- 精神科救急入院料1については、以下のいずれも満たすこと。
 - ・「2の②」の件数を「2の①」の病棟数で除した数が150件以上又は1.87件/万人以上
 - ・「2の③」の件数を「2の①」の病棟数で除した数が30件以上又は「2の③」の割合が2割以上
 - ・「2の④」の件数を「2の①」の病棟数で除した数が40件以上又は0.5件/万人以上
 - ・「2の⑤」の件数を「2の①」の病棟数で除した数が8件以上又は「2の⑤」の割合が2割以上
- 精神科救急入院料2については、以下のいずれも満たすこと。
 - ・「2の②」の件数を「2の①」の病棟数で除した数が120件以上又は1.5件/万人以上
 - ・「2の③」の件数を「2の①」の病棟数で除した数が25件以上又は「2の③」の割合が2割以上
 - ・「2の④」の件数を「2の①」の病棟数で除した数が30件以上又は0.37件/万人以上
 - ・「2の⑤」の件数を「2の①」の病棟数で除した数が6件以上又は「2の⑤」の割合が2割以上
- (3)について、当該保険医療機関内に精神科救急入院料を算定する病棟が複数ある場合は、全ての病棟ごとに記載すること。
- 当該入院料を算定する病棟は次の要件を満たしていることが必要である。(a) ≥60% (b) ≥25%又は、(c) ≥20人
- ⑳については、原則として当該病院の所在する都道府県における患者数を記載するものとするが、県内に複数の圏域がある場合は、当該圏域における患者数を記載すること。
- 令和2年8月31日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その26)」及び令和3年3月26日付事務連絡(その39)に該当する場合は、施設基準等を満たしていない値が記載されていても、地方厚生(支)局各都府県事務所の確認対象とはならないこと。